

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 5 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2010～2013

課題番号：22240025

研究課題名(和文) 高度法情報発信のための多言語情報の最適組み合わせに関する研究

研究課題名(英文) Research Project on the Best Mixture of Multilingual Information for Dissemination of Quality Legal Information

研究代表者

末永 敏和 (SUENAGA, Toshikazu)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号：30093909

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 37,600,000円、(間接経費) 11,280,000円

研究成果の概要(和文)：本研究プロジェクトは、日本語及び英語を母語としない人たちに、法令を中心とした日本の法規範・法文化に関する情報を、多言語でハイブリッド発信するための効果的な方法について研究したものである。国際的な研究会やシンポジウムの開催、海外への訪問調査、多くの雑誌論文・学会発表、そして図書刊行などを行い、研究プロジェクト全体の成果として、論文集「多文化共生時代の法と言語」を簡易製本した。その論文集は、法と言語に関わる問題、とくに相互理解を促すうえで言語の障壁をいかにして克服するかという問題について考え、さらに、その解決に向けて大学がどのような役割を果たすことができるかを考えたものである。

研究成果の概要(英文)：This research project examined the best mixture of multilingual information for dissemination of quality legal information, such as Japanese legal norm and culture, to the people not speaking Japanese or English as native languages. It successfully organized international workshops and symposia, conducted overseas investigations, made a lot of presentations in academic meetings, and published a lot of journal articles and books. As the overall outcome, it made a collection of papers, titled "Law in Multicultural Symbiosis: Toward Enhanced Mutual Understanding." The collection considered problems on law and language, especially how to overcome language barriers for mutual understanding, and further what role universities could fulfill to solve the problems.

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：図書館情報学・人文社会情報学

キーワード：法情報学 通訳翻訳学 メディア・リテラシー論 比較法 比較政治学 国際研究者交流 中国：台湾
：ブラジル：ロシア：ポルトガル

1. 研究開始当初の背景

日本法に関する情報発信は、内外で強く求められている。国際的には、日本法の透明化や対日投資の振興、開発途上国・体制移行国への法整備支援、国内的には、留学生教育に加えて、外国人労働者や難民をはじめとする移民受入れ論議の高まりがその背景になっている。それにもかかわらず、これまで日本法の世界では外国語による情報伝達の問題が正面から取り上げられることはなかったと言ってよい。

大阪大学及び名古屋大学は、これまで研究代表者である末永敏和及び研究分担者である宇田川幸則を中心に、日中の比較法研究を進めるとともに、日本法を専門とする多くの中国人研究者を育て、中国との交流を推進してきた。また、研究分担者である竹中浩及び松浦好治を中心に、さまざまな形で法整備支援や司法通訳翻訳、法令外国語訳プロジェクトに協力しつつ、それを法情報学や比較法・比較政治研究に結びつけるべく努めてきた。さらに、研究分担者である林田雅至及び水野真木子は、言語を専門とする立場から、外国人に対する法的権利擁護の具体的問題を積極的に学問的研究の対象としてきた。それぞれの分野において外国語による法情報発信の問題に深く関わる中で、これらの経験や理論化の試みを総合し、多言語による法情報発信について、目的と方法の両面から、掘り下げた研究を行うことの必要性を認識するに至った。

2. 研究の目的

本研究プロジェクトは、日本語及び英語を母語としない人たちに、法令を中心とした日本の法規範・法文化に関する情報を、多言語でハイブリッド発信するための効果的な方法について研究する。とくに、法情報を発信する目的は何であり、そこからどのような効果が期待されるか、そのために、多言語（母語及び日本語に、英語など媒介となる言語を加える）による情報発信をどのように組み合わせるのが最適であるかについて、法情報学、通訳翻訳学、メディア・リテラシー論、比較法・比較政治学等の視点を取り入れつつ、学際的なアプローチによって解明する。対象としては、法整備支援及び法（学）教育の双方において必要度の高い、中国及び中国人に対する情報発信を中心とする。同時に、現在の社会状況に鑑み、刑事法の分野を中心に、ポルトガル語及びロシア語を母語とする人々への情報発信についても研究し、多言語化の基礎を固める。

3. 研究の方法

中国語を中心に、媒介言語としての英語と台湾で行われた中国語訳、さらにポルトガル語及びロシア語について、法情報学研究者、比較法・比較政治研究者、言語の専門家に海外の研究者を加えた研究体制を構築し、これ

らの外国語及び日本語に媒介となる言語を加えた法情報の発信に関して、以下の4つのチームがそれぞれの側面から並行して研究を進めた。そして、この4つのチームが相互に連携・交流しつつ研究を進めることによって、情報発信の目的、情報発信を必要とする状況に合わせたツールの選択と発信の効果につき、総合的な認識に到達することを目指した。

第1は、中国に向けての法情報発信に伴う諸問題を研究するチームである。法整備支援や中国人留学生の教育のための法情報の発信に関わる問題を研究した。末永敏和を中心に宇田川幸則が協力し、このチームの支援のために、台湾政治大学及び中正大学の協力を得て台湾の中国語のサポートグループを、中国の浙江大学、南京大学、上海交通大学、華東政法大学の協力を得て中国語のサポートグループを組織した。

第2は、日本に滞在する外国人に対する法情報発信に伴う諸問題について研究するチームである。竹中浩を中心に水谷規男及び高井裕之が研究し、これと密接に連携しながら、林田雅至及び水野真木子が、それぞれ日系ブラジル人の生活環境及び司法通訳・翻訳に関わる側面から研究を進めた。このチームの支援のために、ブラジルのサンパウロ大学及びリオ・デ・ジャネイロ州立大学の協力を得てポルトガル語のサポートグループを、ロシアの極東連邦大学の協力を得てロシア語のサポートグループを組織した。

第3は、法令外国語翻訳プロジェクト（英訳が中心）において培われた技術を活用し、多言語化された対訳辞書の作成を中心に、法令外国語翻訳プロジェクトの多言語化に伴う諸問題について研究するチームである。松浦好治を中心に、養老真一、田中規久雄、外山勝彦が研究し、水野が通訳翻訳学の立場から助言した。また松浦と水野は、隣接するプロジェクトについての情報を集中し、より効果的なプロジェクトの運営に配慮した。

第4は、比較法・比較政治的アプローチによる情報発信の目的及び効果の分析を行うチームである。このチームはプロジェクト全体に対して法学・政治学的展望を与え、全体の統一を図った。竹中を中心とし、マルセロ・デ・アウカンタラ、水谷、高井、樹神成が研究した。さらに随時、大阪大学及び名古屋大学の法学・政治学系教員の協力を得た。

以上の4つのチームの連携を円滑に進めるためにプロジェクトマネジャーを採用し、研究代表者及び代表補佐のもとで、このプロジェクトマネジャーが全体の調整に当たり、さらに4つのチームを結ぶ手段として、一般公開用とメンバー用のページからなるホームページとメンバーリストを構築した。

4. 研究成果

平成22年度は初年度として、まず研究体制の構築を行った。全体の打ち合わせ会を5

月と9月に大阪大学法学研究科で開催し、12月には研究内容及び成果を紹介するホームページを開設した。また、研究チームとして以下の4つを組織して研究活動を行い、次年度以降の具体的方向性を定めることができた。

第1チームは、中国の浙江大学法学院との研究協力体制を構築するとともに、6月に大阪大学上海センターでアジア法研究会、12月に浙江大学法学院で商法研究会、2月に大阪大学法学研究科で商法研究会を開催したことで、日中会社法の比較研究を大きく発展させることができた。第2チームは、日本法の教育研究、司法通訳、在日外国人に関するアンケートを実施し、1月にはブラジルのサンパウロ大学法学部教授を招へいして講演会を開催した。また、模擬尋問に関するロシア語教材を初めて開発した。第3チームは、台湾の中正大学法情報研究所と協力して、日台間の法令データベース構築の作業を進めるとともに、日中間の作業を実現するための準備を行った。第4チームは、第2チームの支援とともに、法情報に関するポルトガル語とロシア語の文献の調査及び収集を行い、ロシア刑事訴訟法の翻訳作業も行った。

平成23年度は2年目として、初年度に開始した研究調査と分析を本格的に進めた。全体の打ち合わせ会を5月と11月に大阪大学法学研究科で開催し、2月には研究内容及び成果を紹介するホームページの大幅な更新を行った。4つの研究チームは以下の研究活動を通じて、次年度以降の多言語ハイブリッド情報発信の効果的方法の具体的検討に向けて、重要なデータ蓄積を行うことができた。

第1チームは、中国との研究協力をさらに発展させて、浙江大学法学院で6月に民商法研究会、3月に法情報学ワークショップを開催し、また同じ3月に上海の弁護士事務所を訪問して、日本の会社法改正検討作業に関する意見交換を行った。第2チームは、司法通訳及び外国人サポートに関するアンケートを引き続き実施し、6月には英国のロンドン大学法学部教授を招へいして講演会を開催した。また、模擬尋問に関する外国語教材のロシア語版の改良に加えて、ポルトガル語版、中国語版、英語版を作成した。第3チームは、台湾の中正大学法情報研究所と引き続き協力して、日台間の法令データベース構築の作業をさらに進めた一方で、日韓間の作業も進めることができた。第4チームは昨年度に引き続き、ロシア刑事訴訟法の翻訳とその検討作業を行い、また本研究プロジェクトの中心的な成果物としての書籍の刊行準備を進めた。

平成24年度は3年目として、これまでの研究調査と分析をさらに進めるとともに、全体の打ち合わせ会を6月と11月に大阪大学法学研究科で開催し、11月に研究内容及び成果を紹介するホームページの大幅な更新を行った。また、4つの研究チームは以下の研

究活動を行いながら、最終年度となる次年度に作成する書籍(論文集)の内容構成など、その準備をさらに進めた。

第1チームは、中国とともに台湾との研究協力を発展させて、9月に台湾中正大学法学院及び台湾政治大学法学院への訪問調査を行い、12月と3月には上海において「上海中日民事法研究会」を開催した。第2チームは、模擬尋問に関する外国語教材(ロシア語版、ポルトガル語版、中国語版、英語版)の改良を行い、ホームページ上に一般公開し、8月には難民通訳に関して韓国、法廷通訳に関してオーストラリアへの訪問調査を行った。第3チームは、これまでの台湾と韓国に加えて中国とも研究協力を発展させることができ、漢字の字体(新字体、繁体字、簡体字等)の自動変換も含めて、「漢字文化圏法令多言語データベース」の構築に向けて大きく前進することができた。第4チームは、日本地方自治法のロシア語翻訳の作業を進めるとともに、3月には中国人及びロシア人研究者を招へいして、「北東アジアの自治 課題と展望」というセミナーを大阪大学法学研究科で開催した。

平成25年度は4年目の最終年度として、全体の打ち合わせ会を5月と11月に大阪大学法学研究科で開催し、これまでの研究調査と分析の総まとめとして、9月に国際シンポジウム「多文化共生時代の法と言語」を開催し、3月に成果物(論文集)「多文化共生時代の法と言語」を簡易製本した。研究内容及び成果を紹介するホームページは、7月と3月に更新を行った。

また第1チームと第2チームは、上記のシンポジウムと論文集を中心に研究成果の取りまとめを行った。一方、第3チームは、上記のシンポジウムと論文集に加えて、日本・台湾・韓国・中国の研究協力による「漢字文化圏法令多言語データベース」の構築を進めるとともに、宇宙法に関する日英対訳法令データベースの構築も行った。第4チームは、日本地方自治法のロシア語翻訳の作業も進めることができた。

このように最終年度は、4つの研究チームの特徴を活かして個々の成果を取りまとめながら、研究プロジェクト全体の成果をシンポジウムと論文集という形でまとめることができ、論文集の書籍化も含めて、今後の発展可能性を大いに残して4年間の研究プロジェクトを終了することができた。

論文集は、法と言語に関わる問題、特に相互理解を促すうえで言語の障壁をいかにして克服するかという問題について考え、さらに、その解決に向けて大学がどのような役割を果たすことができるかを考えたものであり、目次は以下の通りである。

目次

序章 竹中浩

第1部 司法通訳と在留外国人支援

第1章 司法通訳の諸問題
 司法通訳人と在日外国人支援 水野 真木子
 外国人の刑事事件と通訳を受ける権利の保障 水野
 論文へのコメント 水谷 規男

第2章 法教育と外国語教育の結合 素材としての司法
 通訳
 まえがき 竹中 浩
 司法通訳のための Web 教材を使った模擬尋問による
 学習 加藤 純子
 司法通訳教材中国語版の作成と共通教育への応用
 相場 美紀子

第3章 通訳翻訳サービスを受ける法的権利の一考察
 アメリカ合衆国公民権法第6編における「国民的出
 身」を理由とする差別の禁止を手がかりに
 高井 裕之

第4章 在日ブラジル人コミュニティと法情報
 マルセロ デ アウカンタラ
 コラム 1 行政の取り組み 外国人のための情報提供
 サービスについて 北田 加代子
 コラム 2 大学の取り組み まずは University
 Community Interpreter の養成を目指そう！
 林田 雅至

第2部 東アジア地域の相互理解と法

第5章 東アジアにおける法教育と法情報学
 松浦 好治、養老 真一

第6章 中日企業関係法の比較研究 中国法への日本法
 の示唆という視点から
 徐 進 他、末永 敏和（監修）

第7章 国連児童権利条約と子どもの最善の利益の原則
 法律的情報の応用による日台比較研究の方法に
 関する考察も視野に入れて 施 慧玲 他

第8章 「地方自治体」「地方公共団体」のロシア語訳
 をとおしてみたロシアの地方自治 樹神 成

結 章 末永 敏和

付 録 本研究プロジェクトの紹介、司法通訳教材（ロ
 シア語版、ポルトガル語版、中国語版、英語版）

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 15 件）

(1)Yutaka TAKENAKA, Twenty Years of the Russian Constitution: Constitutionalism and Local Self-Government, Osaka University Law Review, 査読無, No. 61, 2014, 1-3

(2)宇田川 幸則、中國的法治與法院的職能以圍繞民事訴訟程序中「訴訟模式」的議論為契機（中国語）、Sungkyun China Brief、査読無、Vol. 2、2014、80-87

(3)竹中 浩、北東アジアにおける行政制度の整備と「日本の経験」、阪大法学、査読無、63 巻第 3・4 号、2013、31-53

(4)徐 浩、末永 敏和（監修）中国上場会社の監査役と独立取締役について、国際商事法務、査読有、40 巻 7 号、2012、1062-1067

(5)徐 進、末永 敏和（監修）企業結合と

中国会社法の課題、国際商事法務、査読有、40 巻 6 号、2012、895-901

(6)末永 敏和、ブルドックソース事件の私的総括、阪大法学、査読無、62 巻 3・4 号、2012、331-364

(7)水野 真木子他、日本の司法通訳研究の流れ 方法論を中心に、通訳翻訳研究、査読無、12 巻、2012、133-154

(8)水野 真木子、日本における法情報に関する司法通訳人の意識について 一般語学サポーターと比較して、『金城学院大学論集』社会科学編、査読無、9 巻 1 号、2012、82-91

(9)Makiko MIZUNO, Adam ACAR, Assessment of Interpretation Bias and Racial Prejudice Effects in Japanese Courtrooms, Kinjo Gakuin Daigaku Ronshu, Studies in Social Science, 査読無, Vol. 8, No. 2, 2012, 12-18

(10)末永 敏和、会社法の見直しに関する一考察、龍谷法学、査読無、44 巻 4 号、2012、1852-1839

(11)外山 勝彦、齋藤 大地、関根 康弘、小川 泰弘、角田 篤泰、木村 垂穂、松浦 好治、日本法令外国語訳データベースシステムの設計と開発、情報ネットワーク・ローレビュー、査読有、Vol.11, 2012, 33-53

(12)林田 雅至、序論：日本社会の外国人疎外感を緩和・阻止せよ！、Communication-Design、査読有、5 巻、2011、21-30

(13)竹中 浩、東清鉄道の敷設と露清国境ドゥホフスコイ総督のロシア極東観を中心に、阪大法学、査読無、61 巻 3・4 号、2011、95-116

(14)徐 進、末永 敏和（監修）中国におけるベンチャー・キャピタルの法的規整、国際商事法務、査読有、Vol.39、No.2、2011、239-244

(15)外山 勝彦、法務省・日本法令外国語訳データベースシステムと Legal-XML、情報ネットワーク・ローレレビュー、査読無、9 巻、2010、123-164

〔学会発表〕（計 23 件）

(1)李 寧、小川 泰弘、大野 誠寛、中村 誠、外山 勝彦、中国語専門用語抽出における CRF 法とブートストラップ法の比較、言語処理学会第 20 回年次大会、2014 年 3 月 18 日、北海道大学

(2)福田 薫、外山 勝彦、野田 昭彦、学内

情報翻訳データベースの構築と運用、大学 ICT 推進協議会 2013 年度年次大会、2013 年 12 月 18 日、幕張メッセ、優秀論文受賞。

(3)宇田川 幸則、中國的法治與法院的職能以圍繞民事訴訟程序中「訴訟模式」的議論為契機（中国語）、2013 成均中国研究所國際學術會議「中国国家大戦略與中国夢」（成均館大学校 600 周年記念館、招待報告）、2013 年 12 月 9 日、韓国・ソウル特別市

(4)竹中 浩、アレクサンドル 3 世とその時代、ロシア史研究会大会、2013 年 10 月 13 日、明治大学駿河台キャンパス

(5)李 寧、小川 泰弘、大野 誠寛、中村 誠、外山 勝彦、中国語専門用語の抽出における単語分割の影響、平成 25 年度電気関係学会東海支部連合大会、2013 年 9 月 24 日、静岡大学浜松キャンパス

(6)宇田川 幸則、中國民事訴訟程序中法院的職能以圍繞「訴訟模式」的議論為契機（中国語）、2013 華岡民商法學論壇（中國文化大學法律系、招待報告）、2013 年 6 月 11 日、台湾・台北市

(7)宇田川 幸則、日本司法中的「同命同價」問題（中国語）、中國文化大學法律院（招待講演）、2013 年 4 月 2 日、台湾・台北市

(8)宇田川 幸則、当代中国法在日本的研究情況（中国語）、中國文化大學法律院（招待講演）、2013 年 4 月 2 日、台湾・台北市

(9)宇田川 幸則、判例在日本司法中的作用（中国語）、中國文化大學法律院（招待講演）、2013 年 4 月 1 日、台湾・台北市

(10)Katsuhiko TOYAMA, Compilation of a Translation Dictionary of Legal Terms in Four Jurisdictions in East Asia, International Symposium on from Legal Assistance to Legal Cooperation - Exploring the New Horizon -, 2012 年 12 月 09 日、名古屋大学

(11)Agro RACHMATULLAH、小川泰弘、外山勝彦、コーパス内の文字出現頻度による言語間漢字変換ツールの作成、平成 24 年度電気関係学会東海支部連合大会、2012 年 9 月 24 日、豊橋技術科学大学

(12)Makiko MIZUNO, Community Interpreting and Language Issues in Refugee Examination in Japan, 4th Asia Pacific Consultation on Refugee Rights, 2012 年 8 月 22 日、高麗大学(韓国)

(13)加藤 純子（研究協力：林田 雅至）、Web ベースでの話す練習：大阪大学による法

情報の発信（英語、中国語、ポルトガル語、ロシア語）、外国語教育メディア学会（第 52 回全国研究大会）、2012 年 8 月 8 日、甲南大学（兵庫県）

(14)林田 雅至、マイノリティ・コミュニティを考察する、愛知県立大学主催シンポジウム・テーマ「大震災から医療通訳を考える」、2011 年 11 月 3 日、愛知県立大学

(15)Amy Huey-Ling SHEE, Yoshiharu MATSUURA, Law Pack: A New Way of Doing Comparative Law in Context, 東アジア法と社会学会, 2011 年 9 月 30 日、延世大学(韓国・ソウル)

(16)竹中 浩、ドゥホフスコイ総督期におけるロシア極東統治の諸問題、「現代中国と東アジアの新環境」教育研究ワークショップ、2011 年 8 月 20 日、内モンゴル大学（中国）

(17)Amy Huey-Ling SHEE, Yoshiharu MATSUURA, Law Pack: Koala's Gift for Comparative Law in Context, Law via the Internet 2011, 2011 年 6 月 11 日、香港大学(香港)

(18)Katsuhiko TOYAMA, Brief Introduction to Bilingual KWIC for Taiwan Laws, TaiwanLII Opening Ceremony and Round Table Forum (招待講演), 2011 年 6 月 7 日、中正大学(台湾)

(19)水野 真木子、裁判に見る英語に訳しにくい日本語表現の検討、法と言語学会定例研究会（第 3 回）、2011 年 3 月 20 日、金城学院大学

(20)Yoshiharu MATSUURA, Current Status of Three Bilingual KWICs and Further Development, International Conference on e-Legislation, Bilingual KWICs and Beyond in Korea, Japan and Taiwan (招待講演), 2010 年 10 月 18 日、法制処(韓国)

(21)関根 康弘、齋藤 大地、小川 泰弘、外山 勝彦、松浦 好治、法令翻訳における翻訳メモリの有効性、平成 22 年度電気関係学会東海支部連合大会、2010 年 8 月 30 日、中部大学

(22)Katsuhiko TOYAMA, Application of Information Technology to Bilingual Law Database Systems, Consultation Meeting on Promoting Comparative Legal Studies with A Bilingual Taiwan Law Database (精進比較法研究台日專家論壇)招待講演, 2010 年 6 月 4 日、中正大学(台湾)

(23)Yoshiharu MATSUURA, Methods & Information for Meaningful Comparative Legal Studies, Consultation Meeting on Promoting Comparative Legal Studies with A Bilingual

Taiwan Law Database (精進比較法研究台日専
論壇)招待講演), 2010年6月3日, 中正大学(台
湾)

〔図書〕(計7件)

(1)末永 敏和(編集代表), 株式会社マイツ・
君澤君律師事務所上海分所(編者), 中央経
済社, 税理士が知りたい・中小企業の中国進
出ガイド, 2013, 268

(2)水野 真木子(共著, 編著者: 橋内 武・
堀田 秀吾) くろしお出版, 法と言語 法
言語学へのいざない, 2012, 14(65-78)

(3)林田 雅至, 大阪大学コミュニケーション
デザイン・センター, 『日本社会の外国人疎
外感を緩和・阻止せよ!』CSCD「コミュ
ニティ」部門: 多文化コミュニケーション・
デザイン叢書・第2分冊[2012年度 CSCD
社会学連携事業, 大阪市・大阪大学包括協定実
績], 2012, 86

(4)林田 雅至, 大阪大学コミュニケーション
デザイン・センター, 『大阪国際課戦略のた
めの Language Barrier Free のさまざまな試
み(第2回「洪庵塾に遊ぶ」シンポジウム:
CSCD「コミュニティ部門」)~「新興国」ア
ジア諸国に負けるな, 大阪の復活に賭ける
~』CSCD「コミュニティ」部門: 多文化コ
ミュニケーション・デザイン叢書・第1分
冊[2012年度 CSCD 社会学連携事業, 大阪市・
大阪大学包括協定実績], 2012, 63

(5)林田 雅至, 大阪大学コミュニケーション
デザイン・センター, 『日本社会の外国人疎
外感を緩和・阻止せよ!』CSCD「コミュ
ニティ」部門: 多文化コミュニケーション・
デザイン叢書 4[2011年度 CSCD 社会学連携事
業, 大阪市・大阪大学包括協定実績], 2012,
85

(6)高井 裕之(共著), 日本加除出版, 法曹
継続教育の国際比較 ジェンダーから問う
司法, 2012, 15(61-75)

(7)竹中 浩(共著), ミネルヴァ書房, 大学
で学ぶ西洋史・近現代, 2011, 7(169-175)

〔その他〕

ホームページ等

「高度法情報発信研究プロジェクト
(Bestmixture プロジェクト)」

<http://www.law.osaka-u.ac.jp/bestmixture/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

末永 敏和 (SUENAGA, Toshikazu)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号: 30093909

(2)研究分担者

竹中 浩 (TAKENAKA, Yutaka)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 00171661

林田 雅至 (HAYASHIDA, Masashi)

大阪大学・コミュニケーションデザイン・
センター・教授

研究者番号: 50189677

松浦 好治 (MATSUURA, Yoshiharu)

名古屋大学・大学院法学研究科・特任教授

研究者番号: 40104830

宇田川 幸則 (UDAGAWA, Yukinori)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 80298835

水野 真木子 (MIZUNO, Makiko)

金城学院大学・文学部・教授

研究者番号: 90388687

(3)連携研究者

養老 真一 (YORO, Shinichi)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 30240831

田中 規久雄 (TANAKA, Kikuo)

大阪大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号: 10294000

高井 裕之 (TAKAI, Hiroyuki)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 80216605

水谷 規男 (MIZUTANI, Norio)

大阪大学・大学院高等司法研究科・教授

研究者番号: 20211584

樹神 成 (KODAMA, Shigeru)

三重大学・人文学部・教授

研究者番号: 20186703

外山 勝彦 (TOYAMA, Katsuhiko)

名古屋大学・情報基盤センター・教授

研究者番号: 70217561

デ・アウカンタラ マルセロ (DE
ALCANTARA, Marcelo)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科
学研究科・准教授

研究者番号: 20565676